

社会福祉法人青森市社会福祉協議会
指定通所介護事業 重要事項説明書

1. 事業者の概要

<法人の概要>

法人名称	社会福祉法人青森市社会福祉協議会
所在地	青森市本町四丁目1番3号
代表者	会長 成田 幾末
電話番号	017-723-1340
FAX	017-777-0458

<事業所の概要>

事業所名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央
所在地	青森市本町4丁目1番3号
電話番号	017-774-2683 017-723-1340
FAX	017-774-2794
介護保険事業所 番号	第0270106156号
管理者	中 誠
開設年月日	平成9年4月1日
事業の目的	この事業所が行う指定通所介護、(以下「事業」という。)は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護者、(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とします。
事業の運営方針	(1) 指定通所介護の提供に当たっては、従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 (2) 指定通所介護の提供に当たっては、従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 (3) 指定通所介護の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

利用定員	1日あたり 35名
通常の事業の実施地域	青森市(青森市浪岡は除く)

2. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日及び、第2・第4土曜日を除く。
営業時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日を除く)
提供時間	夏時間(4月～9月):午前9時30分から午後4時30分まで 冬時間(10月～3月):午前9時30分から午後3時30分まで

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	常勤	非常勤	兼務の別	業務内容
管理者	1名	—	あり	職員及び業務の管理
生活相談員	2名	—	あり	利用者の生活指導並びに他職種との業務の連絡調整
介護職員	8名	3名	あり	利用者の介護及び入浴介助等各種サービスの提供
看護師	2名	1名	あり	利用者の健康状態の確認及び日常生活上の保健指導
機能訓練指導員	2名	1名	あり	利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練
運転手	—	1名	なし	送迎車輛の運行及び車輛の管理を行います。
調理員	2名	2名	あり	利用者の状況に応じた食事の献立作成及び調理、提供を行います。

4. 当事業所が提供するサービス

＜サービスの概要＞

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 通所介護計画の作成 | |
| (2) 介護 | 利用者に添う介護を提供します。 |
| (3) 入浴サービス | 入浴に関する介助を行います。 |
| (4) 食事等の提供 | 安全な食材で調理し、食事を楽しんで、いただけるように心かけ、また必要な方は食事介助も行います。 |
| (5) 生活相談 | 日常生活上等の相談を行います。 |
| (6) レクリエーション等活動 | 体操、ゲーム、創作活動等を提供します。 |
| (7) 外出 | 通所介護計画書に基づいた外出を行います。 |
| (8) 個別機能訓練計画の作成 | 自宅での生活動作を確認し、作成いたします。
※作成した個別機能訓練計画書につきましては、
説明した日を同意した日とさせていただきます。 |
| (9) 個別機能訓練の実施 | 個別機能訓練計画書に基づいて行います |
| (10) 口腔機能維持向上訓練 | 口腔機能向上サービスの管理指導計画に基づいて行います。 |

＜サービスの利用頻度＞

利用する曜日や内容等については、介護サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護計画に定めます。但し、ご契約者の状態の変化、通所介護計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

＜利用の中止、変更、追加＞

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ② 月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ③ 2か月以上利用がない場合（入院等）は、曜日変更若しくは説明させていただきます。
- ④ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 利用料

ご契約者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は次頁のとおりであり、ご契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合証に記載のある割合に応じた額となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 通所介護事業の利用料(1日あたり)

	サービス提供所要時間 7 時間～8 時間 (1 割負担)		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	6,580 円	5,922 円	658 円
要介護 2	7,770 円	6,993 円	777 円
要介護 3	9,000 円	8,100 円	900 円
要介護 4	10,230 円	9,207 円	1,023 円
要介護 5	11,480 円	10,332 円	1,148 円
	サービス提供所要時間 7 時間～8 時間 (2 割負担)		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	6,580 円	5,264 円	1,316 円
要介護 2	7,770 円	6,216 円	1,554 円
要介護 3	9,000 円	7,200 円	1,800 円
要介護 4	10,230 円	8,184 円	2,046 円
要介護 5	11,480 円	9,184 円	2,296 円
	サービス提供所要時間 7 時間～8 時間 (3 割負担)		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	6,580 円	4,606 円	1,974 円
要介護 2	7,770 円	5,439 円	2,331 円
要介護 3	9,000 円	6,300 円	2,700 円
要介護 4	10,230 円	7,161 円	3,069 円
要介護 5	11,480 円	8,036 円	3,444 円

	サービス提供所要時間 6 時間～7 時間 （1 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5, 8 4 0 円	5, 2 5 6 円	5 8 4 円
要介護 2	6, 8 9 0 円	6, 2 0 1 円	6 8 9 円
要介護 3	7, 9 6 0 円	7, 1 6 4 円	7 9 6 円
要介護 4	9, 0 1 0 円	8, 1 0 9 円	9 0 1 円
要介護 5	1 0, 0 8 0 円	9, 0 7 2 円	1, 0 0 8 円
	サービス提供所要時間 6 時間～7 時間 （2 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 金額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5, 8 4 0 円	4, 6 7 2 円	1, 1 6 8 円
要介護 2	6, 8 9 0 円	5, 5 1 2 円	1, 3 7 8 円
要介護 3	7, 9 6 0 円	6, 3 6 8 円	1, 5 9 2 円
要介護 4	9, 0 1 0 円	7, 2 0 8 円	1, 8 0 2 円
要介護 5	1 0, 0 8 0 円	8, 0 6 4 円	2, 0 1 6 円
	サービス提供所要時間 6 時間～7 時間 （3 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 金額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5, 8 4 0 円	4, 0 8 8 円	1, 7 5 2 円
要介護 2	6, 8 9 0 円	4, 8 2 3 円	2, 0 6 7 円
要介護 3	7, 9 6 0 円	5, 5 7 2 円	2, 3 8 8 円
要介護 4	9, 0 1 0 円	6, 3 0 7 円	2, 7 0 3 円
要介護 5	1 0, 0 8 0 円	7, 0 5 6 円	3, 0 2 4 円

	サービス提供所要時間時間 5～6 時間 （1 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付金 額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5,700円	5,130円	570円
要介護 2	6,730円	6,057円	673円
要介護 3	7,770円	6,993円	777円
要介護 4	8,800円	7,920円	880円
要介護 5	9,840円	8,856円	984円
	サービス提供所要時間 5 時間～6 時間 （2 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付 金額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5,700円	4,560円	1,140円
要介護 2	6,730円	5,384円	1,346円
要介護 3	7,770円	6,216円	1,554円
要介護 4	8,800円	7,040円	1,760円
要介護 5	9,840円	7,872円	1,968円
	サービス提供所要時間 5 時間～6 時間 （3 割負担）		
	A. サービス 利用料金	B. 介護保険からの給付 金額	自己負担額 (A－B)
要介護 1	5,700円	3,990円	1,710円
要介護 2	6,730円	4,711円	2,019円
要介護 3	7,770円	5,439円	2,331円
要介護 4	8,800円	6,160円	2,640円
要介護 5	9,840円	6,888円	2,952円

付加サービスの利用料 自己負担分

加算等	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用者 負担額 (2 割)	利用者 負担額 (3 割)	算定回数等
入浴加算（Ⅰ）	400 円	40 円	80 円	120 円	入浴を実施した日数
入浴加算（Ⅱ）	550 円	55 円	110 円	165 円	入浴計画を作成し、入浴 を実施した日数
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	560 円	56 円	112 円	168 円	機能訓練指導員を 1 名 配置している時間帯に 個別機能訓練を実施し た日数
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	760 円	76 円	152 円	228 円	機能訓練指導員を 2 名配 置している時間帯に個 別機能訓練を実施した 日数
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1,600 円	160 円	320 円	480 円	3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度
サービス提供体制加算 （Ⅲ）	60 円	6 円	12 円	18 円	サービス提供日数
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	1 月に 1 回を限度
ADL維持等加算（Ⅰ）	300 円	30 円	60 円	90 円	1 月に 1 回を限度
介護職員処遇改善加算Ⅳ	基本サービス費に各種加算減算を行った総単位 数（所定単位数）の 64/1000				1 月につき

（２）その他の費用

交通費	①利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートル当たり 37 円を請求いたします。 ②前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をしていただきます。
食 費	食事の提供を受けた場合、1 回につき 500 円の食費をいただきます。
その他	上記以外の創作活動等にかかる費用や日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 利用料の支払い方法

A. 口座振替によるお支払い サービスを利用した月の翌月の20日（振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。

B. 現金支払い

6. サービスの利用に関する留意事項

サービス実施時の留意事項

- ①サービス利用者は風紀秩序を乱し、又は衛生上有害と認められる行為は遠慮ください。
- ②火気、凶器、その他危険物を携帯する事をご遠慮ください。
- ③医師から入浴についての注意事項等がある場合はお知らせください。

7. 事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村等に連絡を行います。
- (2) 当事業所の指定通所介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社の傷害保険と福祉事業者総合賠償責任保険契約を結んでおります。）

8. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者又は個人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ得るものとします。

9. 秘密の保持

- (1) 従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を洩らしません。
- (2) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者であった期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持させるべき旨を雇用契約の内容とします。

10. 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、当該通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 非常災害対策

事業者は、消防法に規定する防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく年2回の避難訓練を行います。

1 2. 業務継続計画の策定等

事業所は業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

1 3. 地域との連携

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

1 4. 苦情等の受付窓口

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受付します。

相談窓口	生活相談員 我満 美佳
苦情解決責任者	管理者 中 誠
電話番号	0 1 7 - 7 7 4 - 2 6 8 3
F A X	0 1 7 - 7 7 4 - 2 7 9 4

※受付時間 午前8時30分から午後5時00分までですが、時間外（午後9時00分まで）は、守衛等から受付担当者に連絡し対応します。

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を把握するとともに、担当者からも事情を確認します。
- ・担当者は処理結果について管理者に報告するとともに、必要あると判断した場合は、苦情解決責任者まで含めて検討会議を行います。
- ・検討の結果、速やかに具体的な対応を行います。
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

- (3) 苦情の対応について

社会福祉法人青森市社会福祉協議会福祉サービス苦情処理解決第三者委員会を開催し、苦情処理の対応にあたります。

- (4) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	青森市福祉部介護保険課	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 0 1 7 - 7 3 4 - 5 2 5 7 受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土曜日・日曜日・祝日12月29日から1月3日まで休み）
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6 受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土曜日・日曜日・祝日12月29日から1月3日まで休み）

1 5. 虐待の防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待防止委員会の設置
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 職員に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施
- (6) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを青森市に通報するものとします。

虐待防止に関する受付担当者	生活相談員 我満 美佳
虐待防止に関する責任者	管理者 中 誠

1 6. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をします。

主 治 医	病 院 名			
	所 在 地			
	氏 名			
	電話番号			
緊急連絡先	氏 名		続 柄	
	住 所			
	電話番号			

指定通所介護事業提供同意書

令和 年 月 日

指定通所介護事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	青森市本町4丁目1番3号
	事業者名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会
	代表者名	会長 成田 幾末

事業所	所在地	青森市本町4丁目1番3号
	事業者名	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 青森市中央
	説明者氏名	印

私は、本書面により事業所から指定通所介護事業について重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者 又は法定代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	